

議案第31号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和61年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前				
別表第1(第22条の2関係)			別表第1(第22条の2関係)				
使用料区分	排除汚水量		使用料(月額)	使用料区分	排除汚水量		使用料(月額)
基本用 基 使 料	10立方メートルまで		<u>1,550</u> 円	基本用 基 使 料	10立方メートルまで		<u>1,364</u> 円
過 用 超 使 料	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき	<u>165</u> 円	過 用 超 使 料	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき	<u>162</u> 円
	50立方メートルを超える場合		<u>170</u> 円		50立方メートルを超える場合		<u>166</u> 円
公衆浴場汚水(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に定める公衆浴場から排除される汚水)は、前記にかかわらず排除汚水量1立方メートルにつき <u>75</u> 円とする。			公衆浴場汚水(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に定める公衆浴場から排除される汚水)は、前記にかかわらず排除汚水量1立方メートルにつき <u>71</u> 円とする。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町公共下水道条例別表第1の規定は、平成19年5月使用分としての算定に係る使用料から適用し、同月使用分前の分としての算定に係る使用料については、なお従前の例による。